

本学が中心となって実施する共同研究において
共同研究機関が小規模等の理由から倫理審査ができない場合の申請

本学が中心となって実施する共同研究を審査する場合には、他の共同研究機関においても機関の長が当該機関の倫理審査委員会の審査を経て研究実施を許可することが原則であるが、共同研究機関が小規模等で倫理審査委員会を設置できない場合は、例外的に、本学の倫理審査委員会において次のような対応を行う。

共同研究機関の長から依頼を受けて、本学の倫理審査委員会が代わって審査する。この場合に研究責任者は、申請の段階で当該依頼書を研究計画書に添付する必要がある。（依頼書モデルは別添の通り。依頼書と計画書の内容の整合性に注意すること。）

年　月　日

自治医科大学学長 殿

機関名

機関長職名・氏名

(印)

臨床研究倫理審査依頼書

本院の運営については、日頃からお世話になり感謝申し上げます。

さて、貴学〇〇〇学部門教授〇〇〇〇先生から本院の院長〇〇〇科〇〇〇〇に対して、当院の患者を被験者とする臨床研究「〇〇〇における〇〇〇〇研究」の共同研究の申し出がありましたので、研究計画の内容が文部科学省及び厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守していれば許可したいと考えております。

しかしながら、本院には文部科学省及び厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に定める倫理審査委員会がございません。

つきましては、誠に勝手ながら、貴学の倫理審査委員会において、〇〇学部門〇〇〇〇先生が貴学研究支援課に提出される臨床研究計画書に基づき、本院における研究実施の適否についても併せて審査くださるようお願い申し上げます。

貴学の倫理審査委員会において承認された上は、本院において文部科学省及び厚生労働省の指針に基づく手続きを進めたいと存じます。

ご多用中のところ誠に恐縮ですが、事情をご賢察の上、ご承諾くださいますよう重ねてお願い申し上げます。